有効期間の更新手続

○　有料職業紹介事業　：　新規許可後３年、その後５年ごと
○　無料職業紹介事業　：　新規許可後５年ごと
○　手続時期　：　許可有効期間の満了する日の３カ月と１０日前位まで
○　許可基準　：　資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額が３５０万円に申請者が職業紹介事業を行っている事業所の数を乗じて得た額以上であること。（３事業所の場合は、※３５０万円×３）
○　留意事項　：　職業紹介責任者講習会を申請受理の日から５年以内に受講していること
○　提出先　　：　事業主管轄労働局
○　提出書類及び提出部数

提出書類		正本部数	写し部数
◎有料・無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第１号）		１	２
◎職業紹介事業計画書（様式第２号）※事業所ごと		１	２
◎資産に関する書類			
法人	・最近の事業年度における**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書**（税務署に提出したもの） ・最近の事業年度における**法人税の納税申告書別表１**及び**別表４**の写し（税務署受付印のあるもの又は電子申請したことがわかるメール詳細） **・納税証明書（その２所得金額用）** ・代表者、役員、職業紹介責任者の**住民票（本籍地の記載のあるもの）** ※以前に本籍地の記載のある住民票を提出しており、その後住所及び本籍地の変更がない場合には不要	各１	各１
個人	・ 最近の納税期における**所得税の納税申告書（所得税の納税申告書第１の写し**（税務署受付印のあるもの又は電子申請してことがわかるメール詳細） **・納税証明書（その２所得金額用）** **・預貯金の残高証明書** ・申請者本人、職業紹介責任者の**住民票（本籍地の記載のあるもの）** ※以前に本籍地の記載のある住民票を提出しており、その後住所及び本籍地の変更がない場合は不要	各１	各１
◎職業紹介責任者講習受講証の写し		―	２

※　役員等届出内容に変更があった場合は、更新申請の前に変更届の提出が必要です。

○　手数料　：　有料職業紹介事業のみ
１８，０００円×（有料職業紹介事業を行う事業所の数）の収入印紙
（収入印紙は、貼らずにお持ちください）